

大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成21年4月

大 阪 府

目 次

1. はじめに ～ ホームレス対策の基本的考え方	2
(1) 計画の目的	2
(2) ホームレス対策の基本的考え方	2
2. 大阪府のホームレスの状況	4
(1) ホームレス数の推移	4
(2) 大阪府下のホームレスの状況、生活実態等	5
3. ホームレス自立支援に関する取り組み	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 巡回相談指導事業の推進	9
(3) ホームレス自立支援センターによる支援	11
(4) 生活保護の実施	12
(5) 安定した居住場所の確保	13
(6) 就業機会の確保・就労支援	14
(7) 保健・医療の確保	16
(8) ホームレスとなるおそれのある者に対する支援	17
(9) ホームレス問題への理解促進と人権擁護	19
(10) 公共施設の適正利用の確保	19
(11) 地域における安全・安心の確保等	20
(12) 民間団体等との連携	20
4. 取り組みの実施体制等	22
(1) 取り組みの実施体制	22
(2) 計画期間、計画の見直し等	23

1. はじめに ～ ホームレス対策の基本的考え方

(1) 計画の目的

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）」第9条に定める国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成16年4月に策定し、ホームレスの福祉、健康、就労等の事業に取り組み、効果を上げてきたところである。

今般、国においては、ホームレスの状況の変化やこれまでのホームレス対策の実施状況等を踏まえ、基本方針の見直しが行われた。（平成20年7月31日厚生労働省国土交通省告示。）

大阪府としても、この基本方針を指針として、府域におけるホームレスの状況や大阪府がこれまで実施してきた5年間の事業実績とその評価を踏まえ、今後5年間、国、市町村その他関係機関等の取り組みと連携し、総合的かつ計画的にホームレス対策を実施するため、本計画を策定する。

(2) ホームレス対策の基本的考え方

ホームレス問題の背景には、経済・雇用情勢の変化に伴う倒産やリストラによる失業といった社会的、経済的要因に加え、病気、心身の障がい、多重債務等債務問題、離婚等家庭環境の変化、社会適応能力の低下など様々な要因が複雑に関係している。

特に、近年の雇用形態の多様化に伴い、不安定な就労形態が増加したことや、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化といった点も見逃せない要素である。

このように、ホームレス問題の解決には、個々の状況、背景の把握、対応から、ホームレスとなることを防ぐ取り組みに至るまで、様々な取り組みを関係機関が有機的に連携し、効果的に実施していくことが必要である。

ホームレスは、法施行以来、関係施策の実施や経済情勢の変化などにより、府域においては約4割の減少を見たが、なお全都道府県の中で最も多くのホームレスが存在しており、さらにホームレスの高齢化や野宿期間の長期化が進むなど、就労自立への支援が困難なホームレスの割合が増加する傾向が見られる。

また、平成20年度後半からの経済・雇用情勢の悪化もあり、これまで減少傾向にあったホームレス数が横這いとなる傾向が見られ、今後のホームレス数の動向については予断を許さないものと思われる。

こうした状況を踏まえ、医師、弁護士等の専門家と連携した巡回相談指導事業の充実強化や生活保護適用後の自立支援プログラムの活用など、ホームレス状態からの脱却に向けた自立支援施策や、不安定な雇用状態に置かれている者等に対する就労支援などホームレスとなることを防止する施策のより一層の充実が必要となっている。

そこで、これまで大阪府と府下全市町村で構成する大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会において取り組んできた、巡回相談指導事業やホームレス自立支援センター事業などの成果やこれらの事業で把握しているホームレスの状況などを踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、引き続き同協議会において、府と市町村が連携・協力してホームレス対策に取り組む。

- ① ホームレスの状況やニーズに応じた支援により、全てのホームレスがホームレス状態から脱却し、自立することを目指す。
- ② ホームレス対策の根幹となる巡回相談指導事業及びホームレス自立支援センター事業は、対人福祉サービスとして基礎的自治体である市町村が実施主体となり、地域の実情に応じた効果的な施策を行う。府は市町村の財政的支援や連絡・調整の役割を担う。
- ③ 巡回相談指導事業及びホームレス自立支援センター事業など、法による施策とともに、生活保護など既存の施策を十分活用し、ホームレスの自立を支援する。
- ④ ホームレスをはじめ、すべての人の基本的人権を十分尊重する。
- ⑤ 都市公園、河川、道路などの公共施設は、府民・国民共有の財産であり、その適正な利用を確保するため、適切な管理を行う。
- ⑥ ホームレスとなるおそれのある人、ホームレス状態を脱却したものの継続的支援が必要な人など、幅広い対象を含め支援する施策を行う。
- ⑦ 国、府、市町村等の行政機関と社会福祉法人、NPO等民間団体が密接に連携して、ホームレスの自立を支援する。

2. 大阪府のホームレスの状況

(1) ホームレス数の推移

国が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（以下「全国調査」という。）」によるホームレス概数は次のとおり。

（単位：人）

調査時点	平成15年1月	平成19年1月	平成20年1月	平成21年1月	増減【H21－H15】
全 国	25,296	18,564	16,018	15,759	▲9,537(▲37.7%)
大 阪 府	7,757	4,911	4,333	4,302	▲3,455(▲44.5%)
大 阪 市	6,603	4,069	3,647	3,724	▲2,879(▲43.6%)
その他市町村	1,154	842	686	578	▲ 576(▲49.9%)

また、巡回相談指導事業で確認、把握したホームレスの状況は次のとおり。

（単位：人）

時 点	平成16 年度末	平成17年度中		平成17 年度末	平成18年度中		平成18 年度末	平成19年度中		平成19 年度末	
		新規	痕跡無		新規	痕跡無		新規	痕跡無		
大阪府 (除大阪市)	1,139	484	681	942	452	619	775	294	403	666	
内 訳	豊能・三島	256	122	187	191	89	117	163	64	79	148
	北河内	263	66	113	216	122	121	217	52	73	196
	中・南河内	243	79	97	225	78	138	165	37	69	133
	泉北・泉南	377	217	284	310	163	243	230	141	182	189

この間、これまでの実施計画に基づき、巡回相談指導事業をはじめとするホームレスの自立支援に関する様々な取り組みを、関係行政機関や民間団体等が連携・協力して進めてきたこともあり、大阪府域のホームレス数はこれまで減少傾向にあったが、最近、地域によっては横這い又は微増となっているところもある。

大阪市を除く大阪府域の巡回相談指導事業では、年平均約 400 人のホームレスを新たに把握している。この中には、野宿場所を移動した場合もあるが、新たなホームレス状態となった場合もあり、これまで実施してきた、自立の支援に関する取り組みを引き続き実施していくとともに、ホームレスとなるおそれのある者に対する支援を実施することにより、新たに

ホームレスとなることを防止することが必要である。

また、最近の雇用・経済情勢の急速な悪化を踏まえると、今後のホームレス数の動向については予断を許さない状況にあり、引き続き、ホームレスの自立支援に関する取り組みを着実に推進していくことが必要である。

(2) 大阪府下のホームレスの状況、生活実態等

大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会のもと、府内全域で実施している巡回相談指導事業を通じて把握した、大阪府域（大阪市内を除く）のホームレスの状況や生活実態は次のとおり。

① 年齢（平成 20 年 3 月末）

（単位：人）

70歳以上	60歳～69歳	50歳～59歳	40歳～49歳	40歳未満	合計	年齢不明
46	205	246	71	18	586	80
(7.8%)	(35.0%)	(42.0%)	(12.1%)	(3.1%)	(100%)	

年齢は50歳代が最も多く、60歳代がこれに次いでおり、50歳以上が全体の85%近くとなるなど、全体的に高齢化している。

② 性別（平成 20 年 3 月末）

（単位：人）

男性	女性	合計	不明
628	26	654	12
(96.0%)	(4.0%)	(100%)	

性別は男性が全体の96%を占めており、女性は4%、性別未確認が12人となっている。（平成 20 年 3 月末時点）

③ 野宿期間（平成 20 年 3 月末）

（単位：人）

3年以上	3年～1年	1年～半年	半年～3ヶ月	3ヶ月未満	合 計	野宿期間不明
432	146	37	9	21	645	21
(67.0%)	(22.6%)	(5.7%)	(1.4%)	(3.3%)	(100%)	

野宿期間が3年以上の割合が全体の7割近くとなっており、ホームレス状態が長期化する傾向にある。これは、野宿期間が短い場合は、必要な支援を受けることで比較的早期にホームレス状態を脱却する機会が多いのに対し、ホームレス状態が長期化すると固定化することによるものと思われる。

④ 野宿場所（平成 20 年 3 月末）

（単位：人）

公 園	河川敷	その他	合 計
227	231	208	666
(34.1%)	(34.7%)	(31.2%)	(100%)

野宿場所は公園と河川敷で全体の約7割を占めている。その他の野宿場所は高速道路の高架下等の道路敷、駅舎等である。

以下の項目は、平成 18 年度から平成 20 年度までの巡回相談指導事業を通じ、ホームレスの生活実態を聞き取った結果を集計している。ホームレスの中には、巡回相談員との面談を拒否するケースや、項目により詳細な聞き取りが困難なケースがあるため、それぞれの項目について聞き取りの出来たケースを集計した。

⑤ 野宿生活に至った事由（平成 18～20 年度の聞き取り：重複回答あり）

（単位：件）

失業	人間関係悪化 による退職	収入減	倒産	借金	家庭 不和	家賃 滞納	傷病	その他	計
199	25	17	15	21	16	9	17	19	338
(58.9%)	(7.4%)	(5.1%)	(4.4%)	(6.2%)	(4.7%)	(2.6%)	(5.1%)	(5.6%)	(100%)

野宿生活に至った事由は、失業や倒産等による収入減といった経済的事情によるものが多く、それに伴う家庭不和など人間関係の悪化といった事情が絡んでいるものと考えられる。

⑥ 野宿生活前の住居（平成 18～20 年度の聞き取り）（単位：件）

賃貸住宅	寮・飯場	簡易宿泊所	持ち家	施設	その他	計
229	58	42	31	4	32	396
(57.8%)	(14.7%)	(10.6%)	(7.8%)	(1.0%)	(8.1%)	(100%)

野宿生活前の住居は賃貸住宅という割合が高くなっているが、寮・飯場、簡易宿泊所等、失業が住居喪失と結びつきやすいケースも約 25%となっている。

⑦ 健康状態（平成 18～20 年度の聞き取り：重複回答あり）（単位：件）

腰痛	高血圧	胃・肝臓病	糖尿病	その他	特に無し	計
67	53	38	8	150	34	350
(19.1%)	(15.1%)	(10.9%)	(2.3%)	(42.9%)	(9.7%)	(100%)

多くの方が何らかの体調不良を訴えており、厳しい生活状態から、体調を崩す方が多いものと思われる。

⑧ 就労の状況（平成 18～20 年度の聞き取り）（単位：件）

アルミ缶回収	廃品回収	建設・警備等	その他	計
367	76	40	55	538
(68.2%)	(14.1%)	(7.5%)	(10.2%)	(100%)

アルミ缶回収や廃品回収などに従事している者が約 8 割となっている、それ以外では建設・警備等の業務が 1 割ほどある。その他は新聞配達、工場での業務に従事といったケースがあった。

⑨ 収入の状況（平成 18～20 年度の聞き取り：数字は月収換算）（単位：件）

1万円未満	1～2万円	2～3万円	3～4万円	4～5万円	5万円以上	計
49	52	63	35	21	43	263
(18.6%)	(19.8%)	(24.0%)	(13.3%)	(8.0%)	(16.3%)	(100%)

アルミ缶や廃品回収の場合、買い取りの相場や季節による変動もあることから、平均的な月収に換算した。詳細まで聞き取りできない場合も多かったが、収入は5万円未満が全体の約8割以上となっており、厳しい生活状況が伺われる。

3. ホームレス自立支援に関する取り組み

(1) 基本的な考え方

ホームレスの自立に向けて必要な支援の方策、取り組みは、ホームレスの年齢、野宿期間、心身の状態、障がいの有無、家族との関係、借金の有無、過去の職歴や就労意欲といった個々の状況、さらに就労、生活保護等の福祉施策の適用、年金の受給など、本人のニーズ（希望）を踏まえて行うことが必要である。

例えば、年齢が比較的若く就労意欲のあるホームレスであれば、就労による自立に向けた支援方策を検討することが基本となるが、心身の障がいを抱えている場合にはそれに対応した方策を、あるいは疾病を抱えている場合は医師等の専門家による問診を経て、疾病の治療に必要な支援を優先するといった場合も考えられる。

また、就労意欲はあっても、高齢で就労困難な場合や野宿期間の長期化により就労意欲が減退しているといった場合は、福祉施設への入所や生活保護の適用など福祉施策の適用による自立に向けた支援方策を検討していくことが基本となる。さらに、いずれの場合でも、借金やペットの存在など、自立に向けて障がいとなる条件の解決に向けた支援を併せて行っていく必要がある。

このようなホームレスの状況やニーズを、巡回相談指導事業による面談を通じて把握し、その自立に向けて必要な支援を、医師、精神保健福祉士、弁護士等の専門家の協力を得て、福祉・医療・保健・労働・住宅等の関係機関及び民間団体等が連携、協力して、総合的かつきめ細かに実施することにより、ホームレスの自立支援を推進する。

なお、具体的な支援方策のおおまかな流れは次のとおりである。

- ① 巡回相談指導事業によるホームレスの状況把握・面談の実施
- ② 継続的な面談による信頼関係の構築、必要に応じた緊急援助の実施
- ③ 個々の状況やニーズを踏まえた相談と専門家や関係機関等も交えた自立支援方策の検討
- ④ 巡回相談指導事業と関係機関が連携した自立支援方策の実施

(2) 巡回相談指導事業の推進

大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会のもと、府内全域で実施している巡回相談指導事業は、ホームレスの状況を把握し、その状況やニーズに応じた相談を行うなかでホームレス状態からの脱却を促し、経済的、社会的な自立を目指すために必要な支援の方策を検討していくもので、ホームレスの自立を支援する様々な取り組みの根幹となる事業であり、今後とも

大阪市事業及び大阪府と市町村の共同事業として、積極的に推進していく。大阪府は事業の推進に必要な支援、連絡・調整を行う。

巡回相談指導事業では、市町村や公共施設管理者等と連携して新たなホームレスの発見、把握に努め、継続的に面談を行い、社会的な係わりを望まないホームレスも含めて信頼関係の構築を目指す。そのうえ、その状況やニーズを把握し、関係機関と連携、協力してホームレスの自立に必要な支援を行う。

【主な取り組み】

① 新たなホームレスの発見・把握

- 市町村、公共施設管理者、地域住民等と連携、協力し、新たなホームレスに関する情報を収集するとともに、ホームレスの迅速な発見、把握に努める。

② ホームレスの状況、ニーズに対応した支援方策の検討と支援の実施

- ホームレスとの継続的な面談により、個々の状況やニーズを把握するとともに、それに応じた支援の方策を検討する。
- 福祉事務所、ホームレス自立支援センター、医療機関等の関係機関と連携、協力し、ホームレスの自立に向けて必要な措置、支援を行う。
- 健康状態の悪化等で緊急の援助が必要な場合は、医療機関、福祉事務所等関係機関と連携し、医療機関への搬送、無料低額診療事業の紹介など必要な情報提供、支援を行う。

③ 専門的な対応を必要とする相談の充実

- 健康状態についての不安、心身の障がい、多重債務等、様々な問題を抱え、専門家の援助を必要とするホームレスが多いことから、こうした問題に対応できる、医師、精神保健福祉士、弁護士等の専門家が同行した相談体制の充実を図る。
- 女性や児童を伴うホームレスに対しては、福祉事務所、女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関と連携を密にして支援を行う。

④ 社会的な係わりを望まないホームレス等に対する支援等

- 長期間ホームレス状態にあり、自立意欲が喪失又は減退した状態にあるホームレスや社会的係わりを望まないホームレスに対し、巡回相談指導事業を通じた粘り強い面談を試

み、その状況やニーズを把握することに努める。

- 必要に応じて専門相談機関、医療機関、さらには民間団体とも連携・協力し、継続的な面談を試み、社会的関係の回復を目指した自立支援に繋げる。

(3) ホームレス自立支援センターによる支援

ホームレスに宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導を行い、自立に向けた意欲を引き出すとともに、職業相談等を行い、就労による自立を支援するホームレス自立支援センターを地域の実情に応じて設置、運営する。

【主な取り組み】

- ① ホームレス自立支援センターにおけるアセスメント、日常生活維持のためのサービス等
 - 入所者への面接・相談により、個々の健康状態や生活状態を把握するとともに、その状態に応じて必要な処遇を図るための総合評価（アセスメント）を行う。
 - 総合評価の結果を踏まえ、就労及び福祉施策の適用による自立に向けて必要な支援を適切に実施する。
 - 宿所、食事、入浴、散髪など日常生活に必要なサービスを提供する。
 - 入所時の健康診断や定期的な検診などで健康維持への留意と治療が必要とされた場合は、医療機関等と連携した支援を行う。
- ② 雇用・就労の支援
 - 公共職業安定所との連携のもと、個々の状況に応じた職業相談、職業紹介、求人開拓等の雇用・就労支援を実施する。
 - 大阪ホームレス就業支援センター運営協議会（大阪府、大阪市、財団法人西成労働福祉センター等民間団体で構成）において、国のホームレス等就業支援事業を活用し、ホームレス自立支援センター入所者に対し、事業所等への求人開拓、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施する。
 - ホームレス自立支援センター入所者の勤労意欲・勤労習慣の醸成を図り、常用就職へ導くため、公園等府管理施設の環境美化作業等への従事機会を提供する。

③ アフターケア

- 民間団体等の実施する民間自立支援事業との連携により、就労退所後も地域社会で安定した生活が継続できるよう、職場定着指導や生活上の相談など就労後のアフターケアを実施する。

④ 地域の実情に応じた施設の設置運営

- 地域の実情に応じた小規模な施設も含めてホームレス自立支援センターの規模、設置形態を検討する。
- 設置・運営に際しては、地域住民の理解が得られるよう調整に配慮する。

(4) 生活保護の実施

生活保護は、資産、能力等を活用しても最低限度の生活が維持できない人に、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした制度である。ホームレスに対する生活保護の適用について、福祉事務所等生活保護の実施機関は、単にホームレスであることをもって保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、その状況に応じ、他法、他施策の適用を検討のうえ、自立に向けて必要な生活保護を適切かつ適正に実施する。

【主な取り組み】

① 居宅保護の実施

- 居宅生活を送ることが可能と認められるホームレスに対し、必要な保護費等を給付するなど、居宅保護を適切かつ適正に実施する。そのうえで就労が可能な状況であれば、就労支援プログラム等を活用するなど就労自立に向け必要な支援を行う。
- 市町村が実施する自立支援プログラム等を活用し、民生委員等関係機関の連携による日常生活の維持継続に関する支援を行うなど、再びホームレス状態となることを防止するために必要な支援を行う。

② 直ちに居宅生活を送ることが困難なホームレスに対する保護の実施

- 生活状況や生活能力（日常生活管理能力、対人関係維持能力等）から、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断されるホームレスに対しては、その状況に応じ、保護施設等に

おける保護を行う。

- 保護施設等入所者で居宅生活へ移行可能な者に対しては、関係機関の連携により、就業機会の確保、療養指導、金銭管理などの生活訓練等の支援を行うとともに、退所後も通所事業の活用を図るなど、安定した居宅生活が送れるよう必要な支援を行う。
- 保護施設等の利用者については、施設での生活状況を適切に把握するとともに、就業機会の確保、療養指導、金銭管理等の支援等、地域での自立した居宅生活に速やかに移行するために必要な支援を行う。

③ 緊急に保護を要するホームレスに対する保護の実施

- 健康状態の悪化等により緊急搬送された場合など、急迫状態にあるホームレスに対し、状況を把握のうえ、保護を要する場合には職権により生活保護を適用するなど適切な保護の実施に努める。

(5) 安定した居住場所の確保

地域社会の中で自立した生活を希望するホームレスに対し、巡回相談指導事業やホームレス自立支援センター等による自立支援を通じて生活保護の実施による居宅生活への移行支援等を行うとともに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）」の趣旨を踏まえ、公営住宅等への入居支援や民間賃貸住宅に関する情報提供を行うなど、国、市町村等と連携し、地域の実情を踏まえ、安定した居住場所の確保を支援する。

【主な取り組み】

① ホームレス自立支援センターによる宿所の確保

- ホームレス自立支援センターにおいて、宿所や食事、入浴、散髪など日常生活に必要なサービスを提供するとともに、公営住宅や低廉な民間賃貸住宅の情報提供や退所後の生活に関する相談など、退所後の居住場所を確保するために必要な支援を行う。

② 生活保護の適用による居宅保護等の実施

- 居住場所の確保と日常生活に必要な保護費等を給付するなど、居宅保護を適切かつ適正に実施する。
- 生活状況や生活能力から、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断される場合には、そ

の状況に応じ、保護施設等における保護を行う。

③ 公営住宅の入居支援

- 大阪府営住宅等の公営住宅において、公営住宅法の趣旨を踏まえ、応募や入居手続きに関して柔軟な対応を図るとともに、その募集等に関する情報を巡回相談指導事業や自立支援センターを通じ提供する。

④ 賃貸住宅の情報提供等

- 公的賃貸住宅に関する情報を巡回相談指導事業や自立支援センターを通じ提供する。
- 市町村や民間賃貸住宅に関わる団体等と連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅等に関する情報を巡回相談指導事業や自立支援センターを通じ提供する。
- 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、団体の会員等に対する研修会等の場を通じ、法及び本計画の趣旨等を周知するよう要請するとともに啓発活動を行う。

(6) 就業機会の確保・就労支援

就業により自立する意思のあるホームレスに対し、その希望や能力に応じた支援を行うとともに、安定した雇用・就労の場の確保に努めることにより、その経済的自立を支援する。

また、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、国が新たに創設した緊急雇用創出事業を活用するとともに、こうした就業機会の確保・就労支援については、福祉・労働関係の行政機関、民間団体等が連携して取り組む。

【主な取り組み】

① ホームレス自立支援センターにおける就労支援機能の充実

- ホームレス自立支援センターでは、公共職業安定所との連携のもと、職業相談員による職業相談、職業紹介、求人開拓等を行い、就労による自立を支援する。
- 大阪ホームレス就業支援センター運営協議会において、国のホームレス等就業支援事業を活用し、事業所等への求人開拓、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施する。
- ホームレス自立支援センター入所者の勤労意欲・勤労習慣の醸成を図り、常用就職へ導くため、公園等府管理施設の環境美化作業等への従事機会を提供する。

- ② 生活保護適用後の自立支援プログラム等の推進
- 生活保護の適用を受けたホームレスが、安定した居宅生活を継続するため、その能力や意欲に応じた自立支援プログラムに基づく就労支援を推進するなど、市町村等関係機関が連携・協力し経済的、社会的自立に必要な支援を行う。
- ③ 巡回相談指導事業を通じた求人情報等の提供
- 巡回相談指導事業を通じ、公共職業安定所の求人情報等、ホームレスの就業ニーズに応じた情報を市町村等関係機関と連携して提供するなど、自立に向けた就労支援を行う。
- ④ 技能講習や職業訓練の実施による職業能力の開発・向上
- 国が実施する技能講習事業や民間教育訓練機関への委託により実施する「離職者等再就職訓練事業」を活用し、技能労働者として必要な知識・技能を習得・向上させることにより、ホームレスの就労による自立を支援する。
- ⑤ 事業主等に対する啓発、雇用先の開拓及び試行雇用の実施による職場適応促進
- 関係行政機関、経済団体、労働団体で構成する大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会や大阪ホームレス就業支援センター運営協議会等を通じ、経済団体や商工団体と連携を図り、事業主等に対し就労による自立を希望するホームレスの雇用に対する啓発や求人開拓に努める。
 - 国が実施するホームレス試行雇用事業を活用し、ホームレスの雇用促進、職場適応の推進が図られるよう、国や経済団体、商工団体等と連携し、事業主等への試行雇用事業利用促進の働きかけを行う。
- ⑥ 公共団体発注業務における雇用促進への配慮
- 府が発注する各種委託業務のうち、自立支援センター入所者の再就職先として見込める職種が対象となる業務を総合評価制度により入札する場合、ホームレスの雇用状況等を評価項目として、ホームレスの雇用を促進する。
 - 府の総合評価制度における、こうした取り組みを市町村等へ周知し、普及を図る。

⑦ 常用雇用による自立が困難なホームレスに対する事業

- 常用雇用による就労自立が直ちに困難なホームレスに対し、その生活実態を把握し、民間団体等が都市におけるすきま産業的な職種や内職等を含め、このようなホームレスが就労できる業務を幅広く開拓し、就労機会を提供する事業に対し必要な支援を行う。

(7) 保健・医療の確保

市町村や医療機関等と連携・協力し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに、健康状態やニーズに応じた適切な保健・医療の確保に努める。

【主な取り組み】

① 巡回相談指導事業における健康相談等を通じた支援

- 巡回相談指導事業において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の専門家が定期的にホームレスのもとを訪問し、状況の把握や面談、健康相談を行う。
- 巡回相談指導事業等で把握した、ホームレスの健康状態やニーズに応じ、医療機関の受診や社会福祉施設への入所など、適切な専門機関等と連携して必要な措置を行う。
- 健康状態の悪化等で緊急の援助が必要な場合は、医療機関、福祉事務所等関係機関と連携し、医療機関への搬送、無料低額診療事業の紹介など必要な情報提供、支援を行う。

② 疾病の発見及び医療機関への受診等

- 巡回相談指導事業において、医師、歯科医師等の専門家による問診等を通じてホームレスの疾病発見に努める。
- 医療機関の受診、治療が必要なホームレスに対し、福祉事務所や保健所等関係機関と連携し、医療機関等による適切な精密検診、治療等必要な医療の確保に努める。
- 結核にり患しているホームレスの割合が高い状況を考慮し、結核の早期発見と適切な治療を実施するため、保健所等関係機関と連携し、ホームレス巡回結核検診を実施する。
- 結核検診等の結果、治療の必要があると認められる結核り患患者については、医療機関の受診や必要に応じた入院治療や服薬指導など、適切な結核の治療に努める。

③ 自立支援センターにおける保健・医療の確保

- 市町村と連携し、入所時の健康診断や治療が必要な入所者に対する医療機関等での精密

検査、治療を行う。

- 医師、看護師による定期的な健康診断、健康相談や服薬指導を行うなど、入所者に対する保健・医療の確保に努める。

(8) ホームレスとなるおそれのある者に対する支援

法の施策目標として、ホームレスに対する自立支援と並んで「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。」が挙げられており、基本方針では「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」を「一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊りするなどの不安定な居住環境にある者等が想定される」としている。

大阪府においては、まず、あいりん地域に多くの日雇労働者が滞在し、就労の拠点としていることから、これらの人たちに対して、雇用・就労及び生活上の支援を行う。

次に、安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者（以下「住居喪失不安定就労者」という。）に対して、住居確保やより安定的な就業機会の確保のための相談支援を行う。

【主な取り組み】

① あいりん地域日雇労働者に対する就労及び生活上の支援

ア あいりん地域日雇労働者の雇用の安定

- あいりん地域において日雇労働者を対象に職業紹介事業や労働者福祉事業を実施する財団法人西成労働福祉センターの運営に対する助成を行うほか、同財団において、不安定な雇用環境にある地域の日雇労働者を対象とした無料職業紹介事業を実施するとともに、事業所への訪問など求人開拓の強化に努める。
- 財団法人西成労働福祉センターで実施する「技能講習事業」において、資格取得やキャリアアップのための相談を行うとともに、求人ニーズに合った講習科目の充実を図る。

また、建設関係の資格以外の講習を実施し、その受講者に対して、これまでの職歴や

今後の希望職種などを踏まえ、より本人に適した職種へのスムーズな就労が行われるようキャリアカウンセリングを行う。

これらを通じて、建設土木現場での機械化の進展や技術革新に対応できる技能や複合的な技能、建設関連以外の資格習得など就労機会の拡大を図るとともに、常用雇用や職域の拡大など雇用の安定を促進する。

- 大阪府の発注する公共事業の請負事業所に対して大阪府と財団法人西成労働福祉センターが共同してあいりん地域日雇労働者の雇用勧奨を行う。
- 特に就労機会が激減し、厳しい状況にある高齢日雇労働者の就労機会を確保するため、財団法人西成労働福祉センターと大阪ホームレス就業支援センター運営協議会が連携を図りながら、事業所等への求人開拓を行なうとともに、就労に係る相談・職業紹介や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施するほか、大阪市と連携してあいりん労働福祉センターや周辺生活道路の清掃等や、大阪府管理の道路・河川・公園等の除草、清掃等による就労機会の確保に努める。

イ あいりん地域日雇労働者の労働福祉の向上

- 地域の日雇労働者を対象として、財団法人西成労働福祉センターにおいて労働条件、労働災害などの就労に関する問題及び医療、雇用保険・健康保険、宿泊場所、住居などの諸制度・手続きなど就労生活にかかわりのある問題について、相談・情報提供などの支援を行う。
- 地域の日雇労働者の就労活動の拠点であるとともに、シャワー室をはじめとする各種福利厚生施設を設置するあいりん労働福祉センターについて、財団法人西成労働福祉センターにおいて維持運営を行う。
- 大阪市があいりん地域の日雇労働者を対象として実施する生活・健康上の支援事業に対して、必要な助成を行う。

② 住居喪失不安定就労者に対する相談支援

- 大阪ホームレス就業支援センター運営協議会が、国のホームレス等就業支援事業を活用し設置したOSAKAチャレンジネットにおいて、安定的な就労を望む住居喪失不安定就労者に対し、できるだけ早期に、より安定的な就労機会を確保するために公共職業安定所等と連携を図りながら、個々の状況に応じた職業紹介、就労支援、生活支援や居住

支援等を一体的に行うほか、対象者への周知に努める。

- 住居喪失不安定就労者に対する安定した就職の実現を図るため、民間住宅入居初期費用や常用就職資金の貸与について取り組む。

(9) ホームレス問題への理解促進と人権擁護

ホームレス問題に対する府民の理解を促進するための啓発を実施するとともに「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、ホームレスを含めたすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権擁護を図る。

【主な取り組み】

① 啓発の実施

- ホームレス問題に対する府民の理解を促進し、偏見や差別意識解消のための啓発を行う。
- すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育を多様な機会・場において推進する。

② 人権事案の適切な解決

- 巡回相談指導事業を通じてホームレスに対する暴力、嫌がらせなどの相談があった場合、関係機関と連携・協力した、問題の適切な解決に努める。

③ 自立支援の際の人権擁護

- ホームレスの自立支援に向けた、福祉、医療、労働等関係機関の取り組みにおいても、人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(10) 公共施設の適正利用の確保

都市公園、河川、道路等の公共施設は府民・国民の共有財産として、等しく利用すべきものであり、それを一部分にせよ、無断で独占的に利用することは認められない。公共施設を起居の場とするホームレスに対して、公共施設の管理者はホームレスの自立を支援する事業と連携し、ホームレスの人権に配慮しつつ、公共施設の適正な利用を確保するため、必要かつ適切な措置を講じる。

【主な取り組み】

① 公共施設の適正利用の確保

- 公共施設の適正な利用を確保するため、ホームレスの自立を支援する事業を実施する市町村等関係機関と連携し、巡視、物件の撤去指導を適切に実施する。

② 施設管理者による監督処分

- 撤去指導に従わないなど、公共施設の適正利用確保に支障となる場合や公共施設整備等に必要な場合、法令の規定に基づき施設からの退去等の監督処分を適切に実施する。

(11) 地域における安全・安心の確保等

市町村、公共施設管理者、警察等関係機関は地域社会の理解と協力を得つつ、地域の安全確保に努めるとともに、ホームレスが関係する事件・事故の発生や被害を防止するため、必要な措置を講じる。

【主な取り組み】

① 地域における安全警戒活動の推進及び再発防止

- パトロール活動等により、地域住民等の不安を除去する。
- ホームレスに危害を与える事案、ホームレスに対する不法事案等に対し、関係機関が連携し、迅速かつ適切な措置を講じるとともに再発防止に努める。

② 緊急に保護を必要とすると認められるホームレスの適切な保護

- 緊急に保護を必要とすると認められるホームレスについては、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき一時的に保護し、その都度関係機関へ引き継ぐ等、適切な保護活動を実施する。
- ホームレスに被害が及ぶ恐れのある洪水等の災害時には、関係機関が連携し、迅速かつ適切な措置を講じる。

(12) 民間団体等との連携

ホームレスが経済的・社会的自立を果たすには、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの民間団体等との連携・協力が欠かせない。ホームレスと関係が深い、地域社会をベースに活動するこうした民間団体等と連携してホームレス

の自立を支援する。

【主な取り組み】

① 自立の支援を行う民間団体等との連携

- 行政機関と民間団体等はホームレスの状況や自立支援に関する取り組みについて、相互に情報交換や意見交換を行うなど、ホームレスの自立支援に必要な連携体制の構築に努める。

② 民生委員・児童委員等への研修等

- 民生委員・児童委員等に対し、ホームレス問題や自立支援施策についての研修等を行い、地域でのホームレス問題への理解や自立支援に向けた協力を促進する。

4. 取り組みの実施体制等

(1) 取り組みの実施体制

① 国との連携

基本方針に即し、本計画に記載された取り組みについて、国、大阪労働局、国管理の公共施設管理者、その他の国の関係機関と調整、連携を図る。

② 大阪府の役割

大阪府は、広域自治体として、国をはじめとするホームレスの自立支援に関わる関係機関、民間団体・NPO等との連絡・調整・協力を図るとともに、市町村へ必要な情報の提供を行う。

また、府と市町村が連携して推進しているホームレスの自立支援に関する事業等の連絡、調整を図るとともに、財政上の措置や専門的なノウハウの提供等、事業推進に関して必要な支援を行う。

③ 市町村の役割

市町村は基礎的自治体として、国、府をはじめとする自立支援に関わる関係機関、民間団体・NPO等と連携、協力し、地域におけるホームレスの状況や地域の実情に応じ、ホームレスの自立に関する施策を実施する。

施策の実施にあたり、法第9条第2項（市町村実施計画の策定）の規定に基づき市町村が実施計画を策定する場合は、基本方針における策定指針を踏まえて策定するが、地域におけるホームレスの状況や地域の実情を踏まえ、実施計画を策定しない市町村は、本計画及び大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会の事業計画を活用することができる。

なお、大阪市域では、これまでも就労支援施策などについて、国及び大阪府と大阪市が連携して自立支援施策を推進しており、本計画に記載された事業については、個別の事業における実施責任等を踏まえ、国及び大阪府と大阪市の密接な連携のもとに実施する。

④ 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会における実施体制

同協議会の地域ブロックにおいては、本計画及び同協議会の事業計画に基づき、国、大阪府、市町村の連携のもと、各地域ブロックにおけるホームレス問題の実情に応じ、地域ブロック構成団体の合意のもとにそれぞれの地域に適合した手法、内容により施策を推進する。

(2) 計画期間、計画の見直し等

① 計画期間

本計画の計画期間は、基本方針を踏まえ5年間（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）とする。

② 計画に定める取り組みの点検、評価と計画の見直し

本計画に定める取り組みについては、その実施状況について毎年点検を行う。

また、計画期間の満了前にホームレスに対する自立支援の状況等を客観的に把握し、関係機関や関係団体等の意見聴取等の方法により、その実績等について評価を行い、結果を公表する。

こうした点検、評価等により本計画に定める取り組みを見直す必要が生じたとき、又は国の基本方針その他関係する計画の変更等の事情により本計画を見直す必要が生じたときは、必要な見直しを行う。